

中国における学生援助の実態と階層的配分

—4 大学の事例から—

王傑（お茶の水女子大学大学院）

はじめに

多くの国では、高等教育が拡大するにつれて財政負担は困難となりつつ、授業料の徴収または値上げが迫られる。高等教育機会均等の要請から見て、授業料の値上げと同時に、低所得層出身の学生への直接的な援助を拡充する必要がある。

中国政府は1989年以来、大学授業料の徴収と値上げを伴った定員増を実施した。とりわけ1999年以降、大規模に定員を増やしている。しかし、拡大過程において、農村、低所得層出身者の在学率は低下していないということはいくつかの実証的研究により明らかにされている。また学生援助の効果はその原因の一つみなされる。本稿は事例を用いて学生援助の効果を実証的に分析するものである。

1. 学生援助の枠組みと目的

学生援助は狭義的に捉えれば、財政または大学を通じた学生に対する直接的な援助といえる。例えば、授業料免除、給付奨学金、困難手当、学資貸付または教育ローン、学寮の提供などがそれである。本稿ではこうして狭義的に学生援助を捉える。しかし、広義的に考えると、高等教育機関への財政投入も、事実上学生の負担を軽減していて、一種の間接的な援助となる。さらに、図書購入や交通費などの学割、医療費の補助、親に対する減税など、学生またはその家庭の日常生活に対するさまざまな優遇制度も存在している。

すべての在学者を対象とする援助の目的は、単純にいうとすべての学生の経済的負担を軽減することであろうが、一般的には政府、大学、社会団体および個人が提供する援助は一部の学生を対象とする。その目的はどのような学生に援助を提供するかの基準とつながる。大きく分ければ、経済的必要性に応じるニードベースと学生のなんらかの特性によるメリットベースがある。

2. 中国普通国公立大学における学生援助の概要

現在、中国の普通国公立大学において、大学経由で学生に提供される援助は主に授業料免除、生活困難な学生を援助する特別手当、各種の奨学金、学資貸付、学校提供のアルバイトおよび学寮である。ほぼ全員を対象とする学寮の提供は他の場で分析するため、ここでは略する。

1983年に設立された奨学金は20年間にわたって種類が増やされ、主として「優秀学生奨学金」、「専攻奨学金」、「定向奨学金」があるが、中央政府、地方政府、民間団体、個人が設立した奨学金も大いにある。このような多様で、返済義務のない奨学金を給付奨学金と名づける。給付奨学金の選考には学業成績は非常に重要な条件とされる。

1995年に制定された授業料免除は主に家庭経済が格別に困難な学生に適用され、全額免除、半額免除とその他の免除の区別がある。一方、数はごく少ないが、特別優秀な学生を対象とした授業料免除もある。生活困難な学生を援助する特別手当は従来あり、「助学金」、一時困難手当、一時生活手当など名目がさまざまで、定期援助と一時援助の区別もあり、本稿では特別困難手当と名づける。1986年から1987年にかけて制度化された学資貸付も経済的に困難な学生に提供される援助で、一部には政府による利子補給がある。

大学が本科・専科学生に提供できるアルバイトの数は非常に限られているため、ここでは学校提供のアルバイトの機会も独自の考察項目とせず、上述した四つの援助方式の分析に焦点をあてる。ただし、多変量解析の部分ではアルバイトするかどうかを独立変数に取り入れ、アルバイト従事と援助受給との関連を見出してみる。

3. 先行研究のレビューと本稿の目的

中国国内の学生援助研究において、議論の焦点となっているのは主に2点である。一つは無償援助の部分が大きすぎ、学資貸付を拡大すべきだという現行援助パターンに対する批判である。もう一つは、低所得層や農村出身者は給付奨学金の受給において、不利な立場にあるかどうかという点

である。前者について、学資貸付制度の改良、学資貸付利用率の増加は近年注目されている。一方、後者の給付奨学金の階層的分布の実態は必ずしも明らかになっていない。調査対象によって結論は異なる可能性があるとはいえ、先行研究の多くは、給付奨学金受給者のみを分析対象とし、階層変数を単純に指定した受給率の比較または平均受給額の比較にとどまり、性別、家庭的背景および大学関連要素を取り入れた多変量解析を用いて、奨学金の受給有無および受給額の規定要因分析を行っていないためだと考えられる。特に受給有無の規定要因分析はきわめて重要な意味をもつ。また、学生援助全体の受給実態、授業料免除、特別困難手当および学資貸付それぞれの受給実態、さらにその階層的配分に関する実証的研究も非常に乏しく、分析手法に同様な問題点が見られる。

先行研究のレビューを踏まえ、本稿は4大学の事例から、学生援助の受給実態、規定要因、特にその階層的配分を分析し、現行の学生援助制度の問題点を指摘する。

4. 事例調査の概要

調査時期：2003年2月～3月

調査対象：北京市に所在するA、B大学と山東省に所在するC、D大学の学部1～4年生；中国トップ100大学において、A、B大学は上位校、C大学は中位校、D大学は下位校にあたる。

調査方法：自記式質問紙調査。

調査内容：対象者の個人属性、家庭的背景、出身高校、大学進学選択、教育支出、学生援助受給、大学卒業後の進路希望など。

質問紙の配布：合計1752部配布、1341部の有効回答を得ている。

5. 事例大学における学生援助の規定

A大学	大学、政府、社会团体など個人が設立した奨学金は100種類あり、新生入学金も含むる 授業料免除：全額免除と半額免除あり、2000年以降の大学者に対する新生だく免込申請が可能 臨時困难助助：助金等：おじい、西昌開拓助学工作（はな研究の特別扶助手当）ある 学資貸付：大学の学生貸付、国家的学資貸付と一般商業銀行貸付がある
B大学	大学、政府、社会团体など個人が設立した奨学金は100種類あり、新生入学金も含むる、特別に 指定された専攻の奨学金受給が無い（定期奨学金）、授業料免除は全額免除と半額免除あり、 1年生だく免込申請が可能、1、2年生だけの助金等と全額免除の臨時困難助助、一時 別生活援助金：は本研究の特別扶助手当がある、学資貸付は大学の学生貸付、国家的学資貸付 と一般商業銀行貸付がある
C大学	大学、政府、社会团体など個人が設立した奨学金は50種類あり、新生入学金も含むる、授業料 免除は全額免除と一部免除あり、免込申請は学中の申請がない、「臨時困難助助」と「助金等」は 本研究の特別扶助手当にあたる、学資貸付は大学の学生貸付、国家助学貸付および一般商業銀行貸 付がある
D大学	大学、政府、社会团体など個人が設立した奨学金は數十種類、新生入学金も含むる、特別に され理工系専攻の1、4年生全員に奨学金提供（「新生奖学金」）、授業料免除は全額免除と 一部免除あり、免込申請は学中の申請がない、「臨時困難助助」と「助金等」は本研究の特別扶 助手当にあたる、学資貸付は大学の学生貸付、国家助学貸付と一般商業銀行貸付がある。

注：各大学のホームページと關係書類による。

6. 結果のまとめと考察

分析結果は大学財政にとっても重要な意味を有するが、以下では学生援助の受給実態およびその階層的配分を中心に知見の集約をする。

第一に、全体の約46%の学生は何らかの学生援助を受けているにもかかわらず、低所得層子弟の約3割は何の援助も受けていない。給付奨学金は受給率が他の援助を大きく上回り、受給額も援助総額の5割強を占める。ニード的援助にも援助総額の5割弱がまわされているが、そのうちの約半分は返済義務つきの学資貸付である。

第二に、総合的にみると、4大学の学生援助は低所得層、農村出身者に集中的に配分されている。とりわけ、ニード的援助は低所得層出身者を中心とした受給である。給付奨学金の受給有無は出身階層と関連をもたない。この点について、大学入学後、出身階層の学習意欲や学業成績に対する規定力が曖昧となる可能性と一部の給付奨学金の選考において学業成績と家庭的背景がともに重視されることが原因として考えられる。

第三に、給付奨学金の受給はアルバイト従事と関連を持たないのに対して、ニード的援助の受給はアルバイト従事と顕著な関連をもつ。ニード的援助の受給者は比較的多くの援助を受給しながらも、学業継続に十分な経済力を持たず、就労所得が必要とされる可能性が大きい。

この事例研究を見る限り、中国の学生援助は充実にしているとはいえないが、経済的に必要性の大きい低所得層、農村出身者へ傾斜的に配分されているといえる。よって、財政などによる学生援助は低所得層、農村子弟の在学率の低下にそれなりの抑制効果を有し、教育機会の均等に寄与すると評価できる。にもかかわらず、現行の援助制度には以下の問題点があると指摘できる。

①メリット的援助の部分は大きすぎる。そのため低所得層の援助受給は圧迫されている。援助基準の見直しが必要とされる。

②ニード的援助、特に特別困難手当の受給選考の合理化問題が残っている。

③学生援助の受給にはっきりした大学差は見られたが、学生の階層的分布の大学差、つまり学生援助需要の大学差とリンクするものではない。

参考文献(略)